

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理規程

公益社団法人日本口腔インプラント学会

目 次

第1章（目的）

第1条（目的）

第2章 会員の基本的姿勢

第2条（患者・社会への奉仕）

第3条（知識・技術の習得と生涯教育）

第4条（進歩と発展への貢献）

第5条（品性の陶冶と保持）

第6条（法令・規則等の遵守）

第7条（学会の決定の遵守）

第3章 研究活動

第8条（研究倫理の基本的な考え方）

第9条（研究施行時に遵守すべき倫理事項）

第4章 医療活動

1 患者に対する責務

第10条（基本的姿勢）

第11条（患者への説明と同意－インフォームド・コンセント）

第12条（診療録等の記載と保存）

第13条（患者の指導）

第14条（守秘義務）

第15条（患者の個人情報・診療情報の保護と開示）

第16条（応召義務）

第17条（口腔インプラント治療の応急処置）

第18条（無診察治療の禁止）

第19条（処方箋交付義務）

- 第20条（対診・セカンドオピニオン）
- 第21条（医療の安全確保）
- 第22条（広告と宣伝）
- 第23条（科学的根拠のない医療等）
- 第24条（医療に含まれない商品の販売やサービスの提供）
- 第25条（医療行為に対する報酬と謝礼）

2 歯科医師相互間の責務

- 第26条（歯科医師相互間の尊敬と協力）
- 第27条（主治医の尊重）
- 第28条（患者の斡旋・勧誘）
- 第29条（誹謗の禁止と証言）

3 歯科医師以外の関係者との関係

- 第30条（歯科医療関連業者との関係）
- 第31条（診療補助者の指導と監督）

4 社会に対する責務

- 第32条（医療事故等への対応）
- 第33条（社会に対する情報の発信）
- 第34条（公衆衛生・保健活動への協力）
- 第35条（保険医療）
- 第36条（国際活動への参加）

第5章 教育活動

- 第37条（教育活動への協力と貢献）
- 第38条（教育活動時の遵守事項）

第6章 研修施設運営

- 第39条（高度な倫理観保持の要請）
- 第40条（研修施設の目的）

第41条（研修施設の活動にあたり遵守すべき倫理事項）

第7章 資格

第42条（専修医）

第43条（専門医）

第44条（指導医）

第45条（口腔インプラント専門歯科衛生士）

第46条（口腔インプラント専門歯科技工士）

第8章 役員・委員等の基本姿勢

第47条（役員の基本姿勢）

第48条（委員会委員の基本姿勢）

第49条（会務遂行の基本姿勢）

第9章 会員外への対応

第50条（会員外への対応）

第10章 雑則

第51条（指針）

第52条（改正）

附則

第1章 本規程の目的

(目的)

第1条 本規程は、法令及び公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という）の定款に基づき、本会及び各会員が遵守すべき倫理規範を定め、もって公益に資することを目的とする。

第2章 会員の基本的姿勢

(患者・社会への奉仕)

第2条 会員は、その職業を通じて、口腔インプラント学に関する知識、技術、経験を生かし、常に患者及び社会のために尽くさなければならない。

(知識・技術の習得と生涯教育)

第3条 会員は、口腔インプラントの質の向上のために日々研鑽に努め、新しい知識や技術を習得し、併せて医療人としての教養を深めるように心がけなければならない。

(進歩と発展への貢献)

第4条 会員は、口腔インプラントの基礎となる歯科医学の進歩と発展のために貢献すべきである。又、歯科医療向上のために、個々の患者の診療はもとより、基礎となる研究の向上も図らなければならない。

2 口腔インプラント器具、材料、治療法に関して新しい考案をした場合は、歯科医療の進歩、発展のために、学術的範囲において公開することが望ましい。但し、当該案件に関する特許権、著作権等は尊重されなければならない。

(品性の陶冶と保持)

第5条 会員は、口腔インプラントに対する患者及び社会からの信頼を維持し向上させるために、信頼を毀損する行為は常に慎み、品性の陶冶と保持に努めなければならない。

(法令・規則等の遵守)

第6条 会員は、法令を遵守すると共に、本会の定める定款等、関係諸規則等を尊重し遵守しなければならない。

(学会の決定の遵守)

第7条 会員は、総会、理事会、委員会等の決定に反する行為を行ってはならない。

第3章 研究活動

(研究倫理の基本的な考え方)

第8条 研究活動の主な目的は、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因、病態の理解及び患者の生活の質の向上にあり、その有効性、効率性、利便性及び質に関する研究を通じて、絶えず再検証されなければならない。臨床研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならない。こうした点を踏まえ、世界医師会によるヘルシンキ宣言に示されるように被験者の人間としての尊厳及び人権を守ると共に、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことができるように研究のための倫理事項を定める。

(研究施行時に遵守すべき倫理事項)

第9条 会員は研究を遂行するにあたり、以下の倫理事項を遵守しなければならない。

- (1) 人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に参加してはならない。
- (2) 真理の探究を旨とし、不正な手段により研究活動やその成果を捏造、剽窃、改ざんしてはならない。
- (3) 他の国、地域、組織等において、文化、伝統、価値観、規範が多様であることを理解し、その倫理を尊重しなければならない。
- (4) 性別、人種、出自、地位、思想、宗教などにより差別的な取り扱いをしてはならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を対等な人格として尊重する倫理を持たなければならない。
- (6) 先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- (7) 収集した個人情報、法令に従って保護・管理しなければならない。
- (8) ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な倫理方法で進めなければならない。
- (9) 研究成果を社会に還元するために、積極的にそれを発表するように心がけなければならない。
- (10) 臨床研究を行う場合には、「臨床研究に関する倫理指針」(厚生労働省)を遵守し、疫学研究を行う場合には、「疫学研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)を遵守し、研究を実施する機関は、「倫理審査委員会」を設置して、研究者から提出された研究計画書の審査を行い、承認の可否を決定するなど、適正な研究の実施を図らねばならない。同様に遺伝子に関する研究を行う場合には、「ヒトゲノム・遺伝子

解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）、遺伝子治療に関する臨床研究を行う場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守しなければならない。

- (11) 動物を用いる研究を行う場合には、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）を遵守し、動物実験を実施する機関は、「動物実験委員会」を設置して、実験者から提出された実験計画書の審査を行い、承認の可否を決定するなど、適正な動物実験の実施を図らねばならない。

第4章 医療活動

1 患者に対する責務

（基本的姿勢）

第10条 会員が医療行為を行う場合には、患者及び家族の人格や人権を尊重し、患者の健康及び福利の維持、増進のために、誠実かつ適正に医療を行わなければならない。

（患者への説明と同意－インフォームド・コンセント）

第11条 歯科医師たる会員は、患者又は保護者に対して、検査、診断、治療、手術の内容、予測される今後の推移等について、理解しやすいように平易・適確に説明しなければならない。

2 会員は、治療についての患者又は法定代理人の自己決定権を尊重しなければならない。

3 口腔インプラント治療を行う場合には、患者（患者が自由意思を表明できないときはその法定代理人）の自由意思による同意を得なければならない。その同意は、歯科医師による必要かつ十分な説明を行い、それを理解し判断するために必要な時間を経た上で、得なければならない。なお、インフォームド・コンセントがなされたことを相互に確認するために、口腔インプラント治療の部位、本数、費用などを記載した書面を作成することが望ましい。

（診療録等の記載と保存）

第12条 会員は、診療を行った時には、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する会員の行った診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その会員において、5年間これを保存しなければならない。

(患者の指導)

第13条 会員は、治療に必要な患者指導を適切に行わなければならない。

2 会員は、診療を行ったときは、患者又は保護者に対し、口腔清掃と定期検査の必要性、その他口腔保健の向上に必要な事項を指導しなければならない。

(守秘義務)

第14条 会員は、職業上知り得た患者情報を、正当な理由なく外部に漏らしてはならない。

(患者の個人情報・診療情報の保護と開示)

第15条 会員は、個人情報を適切に管理しなければならない。

2 会員は、患者から診療情報の開示を求められたときは、原則として開示しなければならない。但し、①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき、②医療機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、③開示することが他の法令に違反するときは、この限りではない。

会員は、診療情報開示を円滑に進めるための手続を定め、患者に手続への協力を求めることができる。但し、開示を不当に妨げるものであってはならない。

(応召義務)

第16条 診療に従事する会員は、診察治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療を行った歯科医師は、診断書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

(口腔インプラント治療の応急処置)

第17条 会員は、口腔インプラント治療中の患者又は患者の主治医から、緊急に口腔インプラント治療の応急処置を求められた場合には、可能な範囲で適切な処置を行う。

(無診察治療の禁止)

第18条 会員は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方箋を交付してはならない。

(処方箋交付義務)

第19条 会員は、歯科医師法の規定に基づき、処方箋を交付しなければならない。

(対診・セカンドオピニオン)

第20条 会員は、自己の知識、技術の範囲を超えると判断した患者については、すみやかにそれぞれの専門医に対診を求め、適した医療を受診できる医療機関に転送するように努める。

また、会員が、他の医療機関の患者からセカンドオピニオンを求められた場合、そ

の求める理由及び利用方法が適正であると判断したときは、自らの診断に基づいて意見を述べることとする。

- 2 会員が、自己の患者から自分の診断・治療についてセカンドオピニオンを取得したいとの要請を受けた場合、または会員が必要と認めた場合には、必要な資料を提供し、対診を求めることとする。
- 3 対診を引き受けた会員は、与えられた情報の中で患者に対し、客観的な所信を誠実に述べ、その結果を遅滞なく主治医に報告する。会員は、対診に際し、主治医に必要な事項を問い合わせることができる。

(医療の安全確保)

第21条 会員は、医療の安全を確保するための最善の注意を払わなければならない。

(広告と宣伝)

第22条 診療所の名称には、患者をまどわせ、研究機関や公的な施設と間違えるおそれのあるものを使用してはならない。

- 2 広告や宣伝は医療法に基づく範囲でなければならず、虚偽もしくは誇大な宣伝により患者を誤導したり、他の医療従事者を貶めたり、実現困難な治療が簡易に可能となるかの如く誤認させたりすることがあってはならない。

広告・宣伝の方法及び内容は、歯科医師や歯科医療の品位を損なうものであってはならない。例えば、根拠なく他医院や他の歯科医師を誹謗中傷したり、自己の取扱い症例を水増し報告したり、故なく自己の技術が特段に優っていることを誇示したり、低廉な見本ケースをすべてに該当するかのよう装ったりすることである。

- 3 ホームページにおいても、その内容が不特定多数の患者を誘引する目的を持っているもの等については、前項と同様とする。
- 4 患者への情報提供は必要であるが、適切な情報提供の媒体を選定し、節度ある広告や宣伝を心がけなければならない。

(科学的根拠のない医療等)

第23条 歯学、医学及びそれらの関連学会において効果がないとされている薬物、材料、治療法を安易に患者に使用してはならない。又、薬事未承認の薬物、材料、医療機器、治療法を、効果不明なまま安易に使用することは控え、その効能・効果又は性能に関して、広告してはならない。

- 2 医療の進歩は未知の領域に挑戦する中で得られるものであり、先端的・実験的医療と非科学的医療との峻別は容易ではないことに留意しつつも、科学的根拠に乏しい医療を行うことには慎重でなければならない。例え行う場合でも、根拠が不十分であることを患者に十分に説明し、同意を得た上で実施すべきであって、それが営利を目

的とするものであってはならない。

(医療に含まれない商品の販売やサービスの提供)

第24条 医療施設の中で、治療に関連した患者の療養に必要なサプリメント、物品の販売及びサービスの提供をすることは許されるが、患者の便宜上有用なものに限らなければならない。

歯科医師、歯科医療の品位を損なう物品の販売やサービスの提供を行ってはならない。

(医療行為に対する報酬と謝礼)

第25条 診療行為に対する報酬は、会員個々の知識、技術、経験に基づいた診療内容に対して適切なものであるべきである。

2 歯科医師相互間の責務

(歯科医師相互間の尊敬と協力)

第26条 会員は、他の歯科医師に対し、その経験と学識に敬意を持って接し、医療行為に関しては協力を惜しんではならない。

(主治医の尊重)

第27条 主治医は担当する患者の診療に対してすべての責任を持ち、他の歯科医師は主治医の判断、立場を尊重しなければならない。

2 主治医の紹介なく患者が、会員に対して、主治医の施した治療の継続を求めてきた場合は、患者から事情聴取した上で再び主治医を受診するように計らうことが望ましい。状況により治療の継続を引き受けなければならないと判断した場合には、主治医と連絡を取り、必要な検査資料と診療情報の提供を受け、円滑な治療の継続に努める。

(患者の斡旋・勧誘)

第28条 会員は、患者の治療上の利益と相反する自己の利益を求めてはならない。又会員は、利益を目的として患者を治療に勧誘してはならない。

2 会員は、他の歯科医師より患者の紹介を受けた場合、又は他に患者を紹介する場合、その代償として紹介手数料に類する授受行為を行ってはならない。但し、社会通念上の儀礼的行為の範囲に留まる場合はこの限りではない。

3 会員は、報酬や利益を得て患者を斡旋する行為、又はそのような行為を行う業者に協力してはならない。

(誹謗の禁止と証言)

第29条 会員は、患者及びその家族等に対して、他の歯科医師の行った診療内容等について必要もなくみだりに誹謗中傷を行ってはならない。

2 他の歯科医師の行った診療内容が適切でないと判断した場合には、患者に説明の上、当該歯科医師に連絡し、必要があれば改善処置を講ずる。

3 公的な機関から専門的な証言や意見を求められた場合には、協力して公正な意見を述べ、真実解明に協力しなければならない。

3 歯科医師以外の関係者との関係

(歯科医療関連業者との関係)

第30条 業者との取引は適正なものでなくてはならず、業者との個人的な利益関係を優先させてはならない。

(診療補助者の指導と監督)

第31条 会員は、診療補助者の業務について、その範囲を逸脱しないように指導し、監督しなければならない。

2 会員は、診療補助者が業務上知り得た患者情報等を漏洩することのないように指導し、監督しなければならない。

4 社会に対する責務

(医療事故等への対応)

第32条 診療中の患者に傷害を与える事故が起こった場合には、会員は先ず患者の応急措置を講じ、必要に応じて適切な医療が可能となる病院等に搬送するように手続きしなければならない。また、患者や家族に対し、その当時において知りうる事実経過を説明しなければならない。

2 事故発生後、あるいは紛争発生後に、責任を逃れるために診療録の改ざん等、虚偽の作出行為は一切してはならない。

3 重大な医療事故等が発生した場合には、速やかに保健所等の所轄部署へ届け出なければならない。

(社会に対する情報の発信)

第33条 会員は、社会に対して専門知識に基づく教育や啓発活動を行うことが望ましい。

2 会員が、公衆に対して専門的知識等を説明する場合には、学問的に十分な根拠を持った代表的な意見を、公正な手段で提供するよう努めなければならない。又、このよ

うな時には、自己の宣伝は慎み、品位を保つように努めるべきである。

- 3 会員がメディアに求められて対応する場合には、情報の受け手に対して誠実、公正な意見を述べると共に、その意見が曲解して受け取られないように配慮しなければならない。
- 4 会員は、情報が不足する段階で、医療事故等について、メディアに対して断定的な意見を述べることは、控えるべきである。
- 5 会員が取材を受ける際には、取材者に対し、報道の趣旨と被取材者の立場をいかに理解しているのかについて説明を求め、納得の上で応じるようにし、可能な限り報道前に目を通し編集等によって異なる内容にされないように注意する。

(公衆衛生・保健活動への協力)

第34条 会員は、公衆衛生の向上に努め、保健活動に協力する。又、専門家として求められたときには公共の利害に関わる有用な協力を行う。

(保険医療)

第35条 会員は、社会保障制度、特に医療保険制度が健全に構築されるよう協力しなければならない。

- 2 保険診療を行う会員は、医療保険制度に基づき適切な診療を行う。制度の根幹を揺るがすような不正行為を行ってはならない。

(国際活動への参加)

第36条 会員は、口腔インプラント医療に関する専門的知識と能力をもって国際的に貢献できることを認識し、良心に従って、かつ法的な節度と品位を保ちつつ、国際的な保健活動に協力し貢献することが望まれる。

第5章 教育活動

(教育活動への協力と貢献)

第37条 会員は、口腔インプラント学の発展、口腔インプラント医療の質の維持・向上のために、他の会員等に対する教育に協力し、貢献することを、心がけるべきである。

(教育活動時の遵守事項)

第38条 会員は、口腔インプラント学、口腔インプラント治療の教育に携わる際に、次の各項目を自覚・尊重し、遵守しなければならない。

- (1) 教育活動は、医療を通じた国民全体への奉仕であって、一部個人のためだけの奉仕ではないことを自覚し、公共の福祉の増進を目指すことにその目的があることを常に認識して、誠実に教育活動の遂行に当たらなければならない。

- (2) 自らの教育に関連する行為が、国民の医療に対する信頼に影響を与えることを認識し、公正な教育活動を遂行しなければならない。
- (3) 教育される側の歯科医師等の人格と人権を尊重し、自由な学習を支援しなければならない。威圧的な態度や、不適切な言動により教育される側の人格を傷つけないように注意しなければならない。
- (4) 教育される側の歯科医師等の模範となるように、品位ある行動を取らなければならない。
- (5) 自己の教育能力を開発し、教育内容や方法を点検し改善する努力を怠ってはならない。
- (6) 自己の教育活動に対する他者からの評価や批判に対しては、真摯に対応しなければならない。
- (7) 教育に携わる他の者に対しては、敬意を持って接しその人権を侵害してはならない。

第6章 研修施設運営

(高度な倫理観保持の要請)

第39条 研修施設は、会員の教育、研究の指導及び学会の認定制度遂行のために、高度な倫理観をもたなければならない。

(研修施設の目的)

第40条 研修施設の目的は、次の通りである。

- (1) 研修施設は、教育に対して常に高度な診療の維持及び向上の為に会員に対して教育し、協力貢献を心がけなければならない。
- (2) 研修施設は、学会活動の一端を担い、その自覚のもとに研究成果の公表に努めなければならない。
- (3) 研修施設は、学会の認定制度を厳守してその遂行に当たらなければならない。
- (4) 研修施設は、学会に協力して民主的に学会の運営に当たらなければならない。

(研修施設の活動にあたり遵守すべき倫理事項)

第41条 研修施設がその活動にあたり遵守すべき基本的倫理事項は、次の通りである。

- (1) 研修施設は、国民の高度な医療の付託に応えるべき、研究と教育を会員に対して誠実に遂行しなければならない。
- (2) 教育は、公正な教育活動と会員の人格を尊重し常に向上しなければならない。
- (3) 研修施設での研究は、研究の基本倫理に基づいて、その施設長が責任を持って

遂行する。

- (4) 研修施設は、主研究者、共同研究者及び協力者に対して立場を尊重し対等な取り扱いをしなければならない。
- (5) 研修施設での研究に当たっては、個人的利権を求めてはならない。
- (6) 研修施設の施設長等は、証明書発行にあたり、その規定に準じて真摯にあたり、個人的利害を生じてはならない。

第7章 資格

(専修医)

第42条 専修医は、次の各項目を遵守しなければならない。

- (1) 専修医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。
- (2) 口腔インプラント医療に関する専修医としての歯科医療活動が、学会、専修医資格及び口腔インプラント医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。
- (3) 口腔インプラント医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。
- (4) 専修医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。
- (5) 学会専修医制度規程・学会専修医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。
- (6) 専修医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

(専門医)

第43条 専門医は、次の各項目を遵守しなければならない。

- (1) 専門医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。
- (2) 口腔インプラント医療に関する専門医としての歯科医療活動が、学会、専門医資格及び口腔インプラント医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。
- (3) 止むを得ない事情がある場合を除いて、専修医及び専門医を養成する教育、審査に対する協力を惜しんではならない。
- (4) 口腔インプラント医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。
- (5) 専門医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。
- (6) 学会専門医制度規程・学会専門医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

い。

(7) 専門医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

(指導医)

第44条 指導医は、次の各項目を遵守しなければならない。

- (1) 指導医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、専修医、専門医及び指導医を養成する教育、審査に協力するよう努めなければならない。
- (2) 指導医としても教育活動、歯科医療活動が、学会、指導医資格及び口腔インプラント歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。
- (3) 歯学教育、口腔インプラント歯科医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。
- (4) 指導医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。
- (5) 学会専門医制度規程・学会専門医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。
- (6) 指導医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

(口腔インプラント専門衛生士)

第45条 口腔インプラント専門歯科衛生士は、次の各項目を遵守しなければならない。

- (1) 口腔インプラント専門歯科衛生士として有する口腔インプラント治療に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。
- (2) 口腔インプラント医療に関する専門歯科衛生士としての歯科医療活動が、学会、口腔インプラント専門歯科衛生士制度及び歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。
- (3) 口腔インプラント専門歯科衛生士としての資格に恥じることはないよう、研鑽する努力を怠ってはならない。
- (4) 口腔インプラント専門歯科衛生士としての品位を毀損する行為は慎まなければならない。
- (5) 口腔インプラント専門歯科衛生士制度規程及び専門歯科衛生士制度施行細則の定めを遵守しなければならない。
- (6) 口腔インプラント専門歯科衛生士の資格について誤解されるような広報を、社会に対して行ってはならない。
- (7) 口腔インプラント専門歯科衛生士として、本会活動、委員会活動に協力し、本会の発展に貢献しなければならない。

(口腔インプラント専門歯科技工士)

第46条 口腔インプラント専門歯科技工士は、次の各項目を遵守しなければならない。

- (1) 口腔インプラント専門歯科技工士として有する口腔インプラント治療に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するように努めなければならない。
- (2) 口腔インプラント医療に関する専門歯科技工士としての歯科医療活動が、学会、口腔インプラント専門歯科技工士制度及び歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。
- (3) 口腔インプラント専門歯科技工士としての資格に恥じることはないよう、研鑽する努力を怠ってはならない。
- (4) 口腔インプラント専門歯科技工士としての品位を毀損する行為は慎まなくてはならない。
- (5) 口腔インプラント学会専門歯科技工士制度規程及び専門歯科技工士制度施行細則の定めを遵守しなければならない。
- (6) 口腔インプラント専門歯科技工士の資格について誤解されるような広報を、社会に対して行ってはならない。
- (7) 口腔インプラント専門歯科技工士として、本会活動、委員会活動に協力し、本会の発展に貢献しなければならない。

第8章 役員・委員等の基本的姿勢

(役員的基本的姿勢)

第47条 本会の役員は、会務の運営にあたって、定款等、関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

(委員会委員的基本的姿勢)

第48条 本会における各種委員会の構成員は、委員会の運営にあたって、定款、委員会規程等の関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

(会務遂行的基本的姿勢)

第49条 会員は、会務に関与するにあたって、定款等、関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

第9章 会員外への対応

(会員外への対応)

第50条 本規程が定める倫理規範は、口腔インプラント医療に従事するすべての者が遵守すべきものであるから、その違反が重大でかつ国民生活に支障が生じると思料するときは、会員以外の者によるものであっても、本会は、理事長名による意見の表明等の適切な行為を行うことができる。

第10章 雑則

(指針)

第50条 本規程に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、理事会において審議し決定する。

(改正)

第51条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

1. 本規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. 本規程は、平成26年11月16日に一部改正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人規程	平成 3年7月21日制定及び施行
	平成20年2月23日一部改正及び施行
	平成21年9月25日一部改正及び施行